

中央区妊婦等包括相談支援事業会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、妊婦等包括相談支援事業会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 妊婦等包括相談支援事業に基づく、妊産婦・乳幼児に関する問合せ等の対応及び伴走型相談支援の実施に係る連絡調整、その他の各種補助業務を行う。

(任用及び採用選考)

第3条 会計年度任用職員の選考は、助産師資格を持つ者の中から、論述試験、面接の内容を総合的に勘案して行う。

(再度の任用)

第4条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小又は廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務地)

第5条 会計年度任用職員は、中央区役所保健業務主管課に勤務するものとする。

(勤務時間等)

第6条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

【週 30 時間】

- (1) 勤務日数は、「週 4 日」 or 「週 5 日」とする。
- (2) 勤務時間は、「午前 9 時から午後 5 時 15 分まで」 or 「午前 9 時から午後 3 時 45 分まで」とする。
- (3) 休憩時間は、午後 0 時 15 分から午後 1 時までとする。

【週 5 日勤務の場合】

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前 2 号に掲げる日を除く。）

【週 4 日勤務の場合】

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前 2 号に掲げる日を除く。）
- (4) 月曜日から金曜日のうち中央区役所保健業務主管課長（以下「課長」という。）が指定する 1 日

3 課長は、前 2 項の規定にかかわらず、業務上臨時の必要がある場合には、所定の勤務時間以外の時間

又は休日に勤務することを命ずることができる。

- 4 課長は、会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

(報酬等)

第7条 会計年度任用職員の報酬等は、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱」に基づき支給する。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、中央区長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。